平成２３年（フ）第２０８号
鳥取県八頭郡八頭町池田86番地20
債務者　河村　禎憲
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成24年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３４号
大分市大津町３丁目４番３号　第２九信ビル403
債務者　工藤　孝一
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深田　茂人
4　破産債権の届出期間　平成24年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月20日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１４９５号
神戸市須磨区西落合４丁目１番226―104号
債務者　田坂　壽彦
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　将弘
4　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月11日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２３年（フ）第１４４６号
最後の住所広島市中区光南２丁目３番46号　グループホーム光南あおぞら
債務者　被相続人亡黒須利雄の相続財産
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９４号
岩手県大船渡市大船渡町字台13番地15　台ヶ丘荘Ａ１号
債務者　松尾きよこ
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第３９２号
奈良県宇陀郡御杖村大字土屋原2089番地の３
債務者　中谷　　修
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４０８号
奈良県橿原市川西町96番地　県営住宅Ａ14棟103号
債務者　冨田美智子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４５５号
奈良県香芝市瓦口2120番地　プレジデント五位堂702号
債務者　知久　康之
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１号
奈良県磯城郡田原本町大字三笠18番地の１
債務者　川上　和亨
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第８２９号
埼玉県川越市南大塚５丁目１番地10
債務者　市原　光子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８７７号
埼玉県川越市大字砂776番地５　パールガーデン川越Ｃ棟101号室
債務者　清水　芳江
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８８８号
埼玉県入間郡毛呂山町若山２丁目５番地14　コーポ竹の内201号
債務者　須田　　弘
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７６６６号
大阪府枚方市野村中町２―２　マンション比嘉303、住民票上の住所大阪府枚方市中宮北町２番１―1003号
債務者　大池　貴博
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０４２号
大阪市天王寺区勝山２丁目16番３―20号
債務者　下藤　　明
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０７１号
大阪市浪速区敷津西１丁目８番３号　シティーハイツスミ504号
債務者　永野　和幸
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０８７号
大阪府四條畷市南野６丁目９番71号　ハイツ城103
債務者　石井　賢二
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部